

# 第3回嬉野市議会定例会議案

令和元年9月6日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
9	令和元年9月6日	専決処分（第5号）の報告について	1
10	〃	専決処分（第6号）の報告について	3
11	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	5
12	〃	平成30年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	11
13	〃	平成30年度嬉野市健全化判断比率の報告について	12
14	〃	平成30年度嬉野市資金不足比率の報告について	13

議案番号	提出年月日	議案名	頁
54	令和元年9月6日	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	14
55	〃	嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について	17
56	〃	嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	19
57	〃	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	23
58	〃	嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	37
59	〃	嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について	39
60	〃	嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について	42
61	〃	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について	49
62	〃	嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について	51
63	〃	令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）	別冊
64	〃	令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）	〃
65	〃	平成30年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
66	〃	平成30年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
67	〃	平成30年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
68	〃	平成30年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	〃
69	〃	平成30年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
70	〃	平成30年度嬉野市浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
71	令和元年9月6日	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
72	"	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	"
73	"	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	"
74	"	平成30年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	"

報告第9号

専決処分（第5号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第5号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月30日

嬉野市長 村上 大祐

- 1 事故の内容  
レンタカーによる自損事故
- 2 事故発生年月日  
令和元年7月23日 及び  
令和元年7月26日
- 3 事故発生場所  
大分県玖珠郡玖珠町帆足330番地13 及び  
嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
- 4 損害賠償額  
営業補償料として金40,000円
- 5 過失割合  
100パーセント
- 6 損害賠償の相手方  
佐賀県武雄市朝日町大字甘久1314番地1  
株式会社 トヨタレンタリース佐賀 武雄店 店長 小野 潤

報告第10号

専決処分（第6号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第6号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月9日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

嬉野老人福祉センター敷地内の桜の木の根が隣接する個人所有のブロック塀を損壊した。

2 事故発生年月日

令和元年7月8日

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿丙2390番地2

4 損害賠償額

金245,700円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方

武雄市武雄町大字武雄5668番地2 セトルフェアV B-202

副島 博孝

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

令和元年9月6日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務・防災課	令和元年度 特定空家等解体工事	嬉野町大字 不動山地内	4,860,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙369-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	R01年7月8日 ～ R01年9月30日	R01年7月8日 ～ R01年9月30日
2	企画政策課	令和元年度 嬉野市コミュニティセンター 板塀等改修工事	嬉野市コミュニティセンター(楠風館)	5,270,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田乙83-1 (有)浜野工務店 取締役 濱野 利三	R01年7月19日	R01年7月19日 ～ R01年9月30日
3	新幹線・まちづくり課	令和元年度 嬉野総合運動公園 フェースト改修工事	嬉野総合運動公園	1,353,240	指名競争 入札	福岡市中央区大手門2-1-34 長谷川体育施設(株)九州支店 支店長 松尾 浩之	R01年5月24日	R01年5月24日 ～ R01年7月31日
4	新幹線・まちづくり課	令和元年度 川端緑地公園 防護柵改修工事	川端緑地公園(嬉野町大字岩屋川内)	4,676,400	指名競争 入札	佐賀市兵庫町大字藤木1281-14 佐賀安全産業(株) 代表取締役社長 水田 明	R01年7月4日	R01年7月4日 ～ R01年9月30日
5	新幹線・まちづくり課	令和元年度 新幹線対策事業 市道土器線道路改良工事	嬉野町大字 下野、井手 川内地内	9,020,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	R01年7月29日	R01年7月29日 ～ R01年12月27日
6	新幹線・まちづくり課	令和元年度 新幹線対策事業 市道石丸田多々良線道路改良工事	塩田町大字 大草野地内	5,071,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年7月29日	R01年7月29日 ～ R01年11月29日



予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
令和元年度 第3回 定例会								
7	文化・スポーツ 振興課	令和元年度 五野田小学校 照明施設撤去工事	五野田小学 校	5,724,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五野田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	R01年7月16日 ～ R01年8月23日	R01年7月16日 ～ R01年8月23日
8	観光商工課	令和元年度 志田焼の里博物館 改修工事	志田焼の里 博物館	4,158,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	R01年6月13日 ～ R01年9月30日	R01年6月13日 ～ R01年9月30日
9	観光商工課	令和元年度 志田焼の里博物館 便所改修工事	志田焼の里 博物館	6,534,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年8月6日 ～ R01年9月30日	R01年8月6日 ～ R01年9月30日
10	観光商工課	令和元年度 ツボトのあし湯 ろ過機取替	ツボトのあ し湯	2,095,200	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙29-2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役 石丸 英文	R01年8月8日 ～ R01年9月27日	R01年8月8日 ～ R01年9月27日
11	建設・農林 整備課	元交第1号 交通安全施設(嬉野地区)工事	嬉野町内	1,491,480	指名競争 入札	佐賀市若楠2-9-18 (株)交安 代表取締役 野中 健二	R01年5月30日 ～ R01年6月28日	R01年5月30日 ～ R01年6月28日
12	建設・農林 整備課	令和元年度 急傾斜地崩壊防止事業 式浪地区工事	嬉野町大字 下野地内	5,346,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	R01年6月12日 ～ R01年9月30日	R01年6月12日 ～ R01年9月30日
13	建設・農林 整備課	令和元年度 急傾斜地崩壊防止事業 畦川内3地区工事	塩田町大字 馬場下地内	1,890,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年6月12日 ～ R01年9月30日	R01年6月12日 ～ R01年9月30日
14	建設・農林 整備課	元交第3号 市道の湯線道路改良工事	嬉野町大字 下野地内	2,783,000	随意契約	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	R01年6月6日 ～ R01年10月31日	R01年6月6日 ～ R01年10月31日
15	建設・農林 整備課	30線社第1-1号 市道万才堤ノ上線道路防災工事	塩田町大字 久間地内	40,337,000	指名競争 入札	佐賀市久保町大字徳万1856-1 (株)親和テクノ 佐賀支店 支店長 城添 正弘	R01年7月19日 ～ R02年1月31日	R01年7月19日 ～ R02年1月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
令和元年度 第3回 定例会 16	建設・農林 整備課	令和元年度 広川原キャンパス場 送水ポンプ取替工事	嬉野町大字 吉田地内	1,944,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	R01年6月18日 ～ R01年8月10日	R01年6月18日 ～ R01年8月10日
17	環境下水道 課	令和元年度 嬉野市営浄化槽事業 R1(H31)-028号浄化槽設置工事	嬉野町大字 下野地内	2,160,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲1096 ハヤシダ工業 林田 寛	R01年6月20日 ～	R01年6月20日 ～ R01年8月2日
18	環境下水道 課	令和元年度 嬉野市営浄化槽事業 R1(H31)-029号浄化槽設置工事	塩田町大字 大草野地内	6,307,200	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年6月17日 ～	R01年6月17日 ～ R01年8月30日
19	環境下水道 課	令和元年度 嬉野市営浄化槽事業 R1(H31)-030号浄化槽設置工事	塩田町大字 久間地内	2,700,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年6月17日 ～	R01年6月17日 ～ R01年8月2日
20	環境下水道 課	令和元年度 嬉野市営浄化槽事業 R1(H31)-046号浄化槽設置工事	嬉野町大字 下宿地内	2,052,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	R01年8月5日 ～	R01年8月5日 ～ R01年9月27日
21	環境下水道 課	令和元年度 嬉野市営浄化槽事業 R1(H31)-047号浄化槽設置工事	塩田町大字 久間地内	2,678,400	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年8月6日 ～	R01年8月6日 ～ R01年9月27日
22	環境下水道 課	31公下第1号 下岩屋地区汚水管渠布設工事	嬉野町大字 下野、岩屋 川内地内	23,320,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	R01年5月30日 ～	R01年5月30日 ～ R01年11月29日
23	環境下水道 課	31公下第2号 下岩屋地区汚水管渠布設工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	11,385,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	R01年5月30日 ～	R01年5月30日 ～ R01年10月31日
24	環境下水道 課	31公下第3号 下岩屋地区汚水管渠布設工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	25,960,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	R01年5月29日 ～	R01年5月29日 ～ R01年11月29日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
令和元年第3回 定例会 25	環境下水道課	31公下第4号 下岩屋地区污水管渠布設工事	嬉野町大字 下野、岩屋 川内地区内	15,444,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	R01年5月29日 ～ R01年11月29日	R01年5月29日 ～ R01年11月29日
26	環境下水道課	31公下第5号 下岩屋地区污水管渠布設工事	嬉野町大字 岩屋川内地区内	25,520,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	R01年5月29日 ～ R01年10月31日	R01年5月29日 ～ R01年10月31日
27	環境下水道課	31公下第6号 下岩屋地区污水管渠布設工事	嬉野町大字 岩屋川内地区内	27,060,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	R01年5月29日 ～ R01年11月29日	R01年5月29日 ～ R01年11月29日
28	環境下水道課	31公下第7号 下岩屋地区污水管渠布設工事	嬉野町大字 岩屋川内地区内	24,970,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	R01年5月30日 ～ R01年11月29日	R01年5月30日 ～ R01年11月29日
29	教育総務課	令和元年度 久間小学校 体育館床改修工事	久間小学校	3,067,200	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田乙83-1 (有)浜野工務店 取締役 濱野 利三	R01年7月12日 ～ R01年8月28日	R01年7月12日 ～ R01年8月28日
30	教育総務課	令和元年度 嬉野中学校 屋内運動場放送設備及び外灯設備 改修工事	嬉野中学校	2,160,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙906-1 (株)オータデンキ 代表取締役 太田 晶記	R01年8月9日 ～ R01年9月30日	R01年8月9日 ～ R01年9月30日
31	教育総務課	令和元年度(H30繰) 冷房設備対応臨時特例交付金 轟小学校 特別教室空調設備新設工事	轟小学校	7,570,800	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	R01年8月8日 ～ R01年9月30日	R01年8月8日 ～ R01年9月30日
32	教育総務課	令和元年度(H30繰) 冷房設備対応臨時特例交付金 吉田小学校 特別教室空調設備新設工事	吉田小学校	5,616,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	R01年8月8日 ～ R01年9月30日	R01年8月8日 ～ R01年9月30日
33	教育総務課	令和元年度(H30繰) 冷房設備対応臨時特例交付金 嬉野中学校 特別教室空調設備新設工事	嬉野中学校	5,108,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	R01年8月8日 ～ R01年9月30日	R01年8月8日 ～ R01年9月30日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和元年 第3回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
34	教育総務課	令和元年度（H30繰） 冷房設備対応臨時特例交付金 塩田小学校 特別教室空調設備新設工事	塩田小学校	5,907,600	指名競争 入札	鹿島市大字井手40 (株)岡田電機 代表取締役 栗田 博昭	R01年8月9日 ～ R01年9月30日	
35	教育総務課	令和元年度（H30繰） 冷房設備対応臨時特例交付金 五町田小学校 特別教室空調設備新設工事	五町田小学校	5,724,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年8月9日 ～ R01年9月30日	
36	教育総務課	令和元年度（H30繰） 冷房設備対応臨時特例交付金 久間小学校 特別教室空調設備新設工事	久間小学校	5,335,200	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	R01年8月9日 ～ R01年9月30日	
37	教育総務課	令和元年度（H30繰） 冷房設備対応臨時特例交付金 大草野小学校 特別教室空調設備新設工事	大草野小学校	4,644,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	R01年8月9日 ～ R01年9月30日	
38	教育総務課	令和元年度（H30繰） 冷房設備対応臨時特例交付金 嬉野小学校 特別教室空調設備新設工事	嬉野小学校	1,598,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙29-2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役 石丸 英文	R01年8月9日 ～ R01年9月30日	
39	教育総務課	令和元年度（H30繰） 冷房設備対応臨時特例交付金 吉田中学校 特別教室空調設備新設工事	吉田中学校	5,292,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 代表者 中島 正浩	R01年8月9日 ～ R01年9月30日	
40	教育総務課	令和元年度（H30繰） 冷房設備対応臨時特例交付金 塩田中学校 特別教室空調設備新設工事	塩田中学校	7,668,000	指名競争 入札	武雄市北方町大字志久2572-4 松田建設(株) 代表取締役 松田 正則	R01年8月9日 ～ R01年9月30日	
41	教育総務課	令和元年度（H30繰） 冷房設備対応臨時特例交付金 大野原小中学校 特別教室空調設備新設工事	大野原小中学校	1,587,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	R01年8月9日 ～ R01年9月30日	
42	水道課	上西川内2号減圧弁更新工事	嬉野町大字 吉田地内	2,396,520	随意契約	長崎県佐世保市白岳町50-4 松永エコーイン(有) 代表取締役 松永 裕樹	R01年6月13日 ～ R01年9月20日	

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和元年 第3回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
43	水道課	嬉野市水道事業 下野統合ポンプ場・春日地区遠隔監視システム 更新工事	嬉野町大字 下野、吉田 地内	14,364,000	随意契約	福岡県福岡市博多区井相田3丁目7-12 テクノシステム(株) 代表取締役 梅田 公平	R01年6月28日 ～ R01年9月19日	R01年6月28日 ～ R01年9月19日
44	水道課	市道冬野牛間田線 配水管布設(1工区)工事	塩田町大字 久間地内	3,985,200	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	R01年7月29日 ～ R01年9月20日	R01年7月29日 ～ R01年9月20日
45	水道課	市道冬野牛間田線 配水管布設(2工区)工事	塩田町大字 久間地内	3,996,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	R01年7月29日 ～ R01年9月20日	R01年7月29日 ～ R01年9月20日
46	水道課	市道冬野牛間田線 配水管布設(3工区)工事	塩田町大字 久間地内	4,006,800	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	R01年7月29日 ～ R01年9月20日	R01年7月29日 ～ R01年9月20日
47	水道課	市道提ノ浦観音谷線 配水管布設替工事	塩田町大字 久間地内	4,580,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年7月29日 ～ R01年9月20日	R01年7月29日 ～ R01年9月20日

・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所

・契約の金額：消費税を含む契約総額

・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

報告第12号

平成30年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

平成30年度嬉野市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計				全 体 計				比 較			
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		歳財源
				特 定 財	その他		特 定 財	その他		特 定 財	その他		特 定 財	その他	
				国県支出金	地方債	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10教育費	4社会教育費	うれしの市民センター(仮称)建設事業	29	123,088,000	110,200,000	10,000,000	2,898,000	23,620,000	21,200,000	2,000,000	430,000	99,468,000	89,000,000	8,000,000	2,468,000
			30	31,963,000	26,600,000	5,000,000	-383,000	129,756,400	115,800,000	8,000,000	5,956,400	△ 97,792,400	△ 89,200,000	△ 3,000,000	△ 5,593,400
			計	155,051,000	136,800,000	15,000,000	3,261,000	153,386,400	137,000,000	10,000,000	6,386,400	1,674,600	△ 200,000	5,000,000	△ 3,125,400

款	項	事業名	年度	全 体 計				全 体 計				比 較			
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		歳財源
				特 定 財	その他		特 定 財	その他		特 定 財	その他		特 定 財	その他	
				国県支出金	地方債	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10教育費	5保健体育費	嬉野市総合体育館(仮称)整備事業	29	433,228,000	333,300,000	30,000,000	8,128,000	360,233,600	271,400,000	35,000,000	△ 14,394,400	72,994,400	55,900,000	△ 5,000,000	22,512,400
			30	989,585,000	255,007,000	64,837,000	12,241,000	1,047,977,752	683,700,000	75,837,000	33,433,752	△ 58,392,752	△ 26,200,000	△ 11,000,000	△ 21,192,752
			計	1,422,813,000	588,307,000	94,837,000	20,369,000	1,408,211,352	951,100,000	110,837,000	19,049,352	14,601,648	△ 418,000	△ 16,000,000	1,319,648

報告第13号

平成30年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.0	68.5

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第14号

平成30年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
嬉野市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
嬉野市農業集落排水特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計	—	〃
嬉野市浄化槽特別会計	—	〃

※「—」は比率が算定されないことを表している。



議案第54号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するため、条例を制定する必要がある。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例(平成27年嬉野市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第5号中「第3号」を「第2号」に改める。

(嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年嬉野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市職員の給与に関する条例(平成18年嬉野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第28条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第30条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第25条第1項」を「同項」に改める。

(嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 嬉野市職員等の旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号、第3号及び第5号」を「第16条第1号、第2号及び第4号」に、「場合には」を「ときは」に改める。

(嬉野市消防団条例の一部改正)

第5条 嬉野市消防団条例（平成18年嬉野市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第55号

嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について

嬉野市印鑑条例（平成18年嬉野市条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例

嬉野市印鑑条例（平成18年嬉野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1項第1号中「名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第2項中「磁気テープ（これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク（これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」に改める。

第12条第1項第1号中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第13条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第56号

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例について

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
嬉野市条例第28号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一  
部を改正する必要がある。

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「保育所をいう」、「幼稚園をいう」及び「認定こども園をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるものとして市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文



の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「5年」を「10年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第29号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第27号とし、第19号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、第18号を削り、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、第14号を削り、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3

項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改め、同条第2項中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場

合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満である者に対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（2）において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77, 101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対す

る副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ」を「をいう。以下同じ」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者」に、「受領する利用者負担その他の」を「支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして」に改め、同項後段中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「る」を削り、「とする。」の前に「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは

「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」を加える。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては、」に改め、「その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章にお



いて同じ。)」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保

護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者」に、「受領する利用者負担その他の」を「支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保

育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育型給付費」と、同条第1項に、「「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。））」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。））」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」を「「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育給付提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含む」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）」を「この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含む」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるの

は「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第58号

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年嬉野市条例第30号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条  
例の一部を改正する必要がある。



嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正  
する条例について

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成18年嬉野市条例  
第110号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 一般廃棄物処理手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正  
する条例

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成18年嬉野市条例  
第110号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第17条関係）

区分		数量	手数料の額
家庭系一般廃棄物	指定袋（燃やせるごみ用）大	1枚につき	50円
	〃（燃やせるごみ用）小	〃	30円
	〃（燃やせないごみ用）大	〃	50円
	〃（燃やせないごみ用）小	〃	30円
	〃（リサイクル用）大	〃	20円
	〃（リサイクル用）小	〃	10円
	粗大ごみステッカー（粗大ごみ1個に1枚貼り付けるものとする。）	1枚につき	500円
	臨時に生じたごみ ただし、特定家庭用機器再商品化法に規定する機械器具を除く。	2t収集車1台までごと	5,000円
	持込粗大ごみ ただし、特定家庭用機器再商品化法に規定する機械器具を除く。	搬入使用車の積載重量2t未満の車1台までごとに	2,000円
		搬入使用車の積載重量2tの車1台までごとに	3,000円
事業系一般廃棄物	指定袋 大	1枚につき	110円
	〃 中	〃	80円
	〃 小	〃	60円
	〃（リサイクル用）	〃	20円

	持込粗大ごみ ただし、特定家庭用機器再商品化 法に規定する機械器具を除く。	搬入使用車の積載重 量2t未満の車1台ま でごとに	3,000円
		搬入使用車の積載重 量2tの車1台までご とに	5,000円
	犬・猫等の死体の処分	1体につき	1,500円
	し尿汲み取り	従量制・18L当たり	200円

備考 し尿汲み取り手数料の額は、上記により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第60号

嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について

嬉野市企業等誘致条例（平成28年嬉野市条例第17号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 企業誘致の奨励措置を変更するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例

(嬉野市企業等誘致条例の一部改正)

第1条 嬉野市企業等誘致条例（平成28年嬉野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2立地奨励金の交付の部及び雇用奨励金の交付の部製造業等の項中「5人」を「3人」に改め、同表雇用奨励金の交付の部製造業等の項中「新規地元雇用者数」を「新規地元雇用者数及び配置転換者等数」に、「新規地元雇用者の数」を「新規地元雇用者及び配置転換者等の数」に改め、同部中「5人」を「3人」に改め、「（非正社員は2分の1で換算し、1人未満切捨てとする。）」を削り、同表中「

用地取得奨励金の交付	製造業等	1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	用地取得に要した経費	対象経費の4分の1相当額	立地に付き1回限り	2,500万円
		2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。				
		3 用地取得面積が10,000平方メートル以上であること。				
上水道		1 従業者が10人以上	上水道使用	納付した対	上水道	2,500

使用奨励金の交付		<p>かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>2 増設の場合は増加した従業員が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>3 新設に伴い、本来業務の用に供するため上水道を使用すること。</p>	料相当額	対象経費相当額	使用料金の納付義務が発生した月から3年間	0万円
設備費補助金の交付	ビジネス支援サービス業等	<p>1 従業員がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては5人以上、コンタクトセンターにあっては20人以上であること。</p> <p>2 増設の場合は増加した従業員がビジネス支援サービス業及びバック</p>	立地に伴う 操業開始の日から1年 を経過した 備機器の取 得又は賃借 に要した経 費	対象経費の 2分の1相 当額	立地に つき1 回限り	5,000万円
研修費補助金の交付		クオフィスにあっては5人以上、コンタクトセンターにあっては10	立地に伴う 操業開始の日から1年	対象経費の 2分の1相 当額	立地に つき1 回限り	1人につき20万円

		人以上であること。	を経過した 日までの新 規地元雇用 者に対する 研修に要し た経費			
建物賃 料補助 金の交 付		1 従業者がビジネス支 援サービス業及びバッ クオフィスにあつては 5人以上、コンタクトセ ンターにあつては20 人以上であること。  2 増設の場合は増加し た従業者がビジネス支 援サービス業及びバッ クオフィスにあつては 5人以上、コンタクトセ ンターにあつては10 人以上であること。  3 市の施設を賃借した 場合は、交付しない。	本来業務の 用に供する 建物賃料 (共益費等 の附属費用 を除く。)	対象経費の 2分の1相 当額(市以 外から補助 金の交付を 受ける場合 は、対象経 費から当該 補助金額を 差し引いた 額の2分の 1相当額)	最初になし 賃料を支払 つた月から 3年間	

」を「

用地取 得奨励 金の交 付	製造業等	1 従業者が10人以上 かつ投下固定資産のう ち、本来業務の用に供す る建物及び償却資産の 取得費が2,000万円	用地取得に 要した経費	対象経費の 4分の1相 当額	立地に つき1 回限り	2,50 0万円
------------------------	------	---	----------------	----------------------	-------------------	-------------



		<p>以上であること。</p> <p>2 増設の場合は増加した従業員が3人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>3 用地取得面積が5,000平方メートル以上であること。</p>				
上水道 使用奨励金の 交付		<p>1 従業員が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>2 新設に伴い、本来業務の用に供するため上水道を使用すること。</p>	上水道使用料相当額	納付した対象経費相当額	上水道使用料金の納付義務が発生した月から3年間	2,500万円
設備費 補助金の 交付	ビジネス 支援サー ビス業等	<p>1 従業員がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては20人以上であること。</p> <p>2 増設の場合は増加し</p>	立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借	対象経費の2分の1相当額	立地に付き1回限り	5,000万円

	た従業者がビジネス支	に要した経			
研修費 補助金 の交付	援サービス業及びバック オフィスにあっては3人以上、コンタクトセ ンターにあっては10 人以上であること。	費 立地に伴う対象経費の 2分の1相当額 10日 から1年 を経過した 日までの新 規地元雇用 者に対する 研修に要し た経費	立地に つき1 回限り	1人に つき2 0万円	
建物賃 料補助 金の交 付	1 従業者がビジネス支 援サービス業及びバック オフィスにあっては3人以上、コンタクトセ ンターにあっては20 人以上であること。 2 増設の場合は増加し た従業者がビジネス支 援サービス業及びバック オフィスにあっては 3人以上、コンタクトセ ンターにあっては10 人以上であること。 3 市の施設を賃借した 場合は、交付しない。	本来業務の 用に供する 建物賃料 (共益費等 の附属費用 を除く。)	対象経費の 2分の1相 当額（市以 外から補助 金の交付を 受ける場合 は、対象経 費から当該 補助金額を 差し引いた 額の2分の 1相当額）	最初になし 賃料を支払 った月から3年 間	

」に改める。

(嬉野市企業等誘致条例の一部改正)

第2条 嬉野市企業等誘致条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「3 市の施設を賃借した場合は、交付しない。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嬉野市企業等誘致条例の規定は、施行日以後に第4条に規定する指定の申請がなされた事業所に係る奨励措置から適用し、同日前に指定の申請がなされた事業所に係る奨励措置については、なお従前の例による。

議案第61号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

第2条の3第2項中「第6条第2項に定める範囲」を「第6条第2項から第6項までに定める範囲をもってその範囲」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（運動施設の設置基準）

第2条の4 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第18条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 施設使用料及び使用料の徴収方法を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする。

第17条及び第18条を次のように改める。

（使用料）

第17条 市長は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第3に定めるところにより算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

（1） 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、当該使用水量は、それぞれの使用者の使用の様態を勘案して市長が認定する。

（2） 井戸水等水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量を水道の使用水量に加算するものとし、当該使用水量は、使用者の様態を勘案して市長が認定する。

（3） 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量と処理施設に排除する汚水の量が著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

4 月の中途において使用者が処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているものの使用を再開したときの当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。

（使用料等の徴収方法等）

第18条 使用料は、毎月、納入通知書による納付又は口座振替によって徴収する。

- 2 使用料は、毎使用月の末日の翌日から起算して25日以内に納入しなければならない。
  - 3 市長は、使用者から使用料を算定するために必要な資料の提出を求めることができる。
  - 4 市長は、この条例の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、規則で定める督促状を発行して督促する。
- 別表第3を次のように改める。

別表第3（第17条関係）

種別	基本使用料		超過使用料（1立方メートルにつき）	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料
一般汚水	10立方メートルまで	1,200円	10立方メートルを超える部分	150円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の嬉野市農業集落排水処理施設条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に排除した汚水の量に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初に確定する使用料の算定方法は、なお従前の例による。